

全 員 協 議 会

日 時 令和3年9月17日（金）
予算・決算特別委員会総務生活分科会終了後
場 所 第3委員会室、オンライン

○ 協議・報告事項

[当局側の事項]

- 1 （9月補正分）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の概要について
- 2 株式会社川根町温泉に対するバーデ棟の休業補償について

【令和3年9月補正予算分】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の概要

1 臨時交付金（国）の概要

(1) 国の予算額と島田市への配分額

国の予算					島田市への配分額
配分	区分	予算額	算定根拠等		
令和2年度	1次配分	第1次補正	7,000億円	地方単独事業	282,749千円
	2次配分	第2次補正	1兆9,500億円	地方単独事業	851,144千円
	3次配分	第3次補正	1兆円	地方単独事業	(※1) 412,335千円
		第1次補正	3,000億円	国庫補助事業等の地方負担額	32,484千円
	計		3兆9,500億円		(※1) 1,578,712千円
令和3年度	1次配分	第3次補正	3,000億円	国庫補助事業等の地方負担額	(※2) 1,531千円
	2次配分		1,000億円	事業者支援分	(※3) 78,360千円
	計		4,000億円		79,891千円
合計			4兆3,500億円		1,658,603千円

※1 この内、280,135千円は、令和3年度分として交付される。

※2 現状、市予算には未計上のもの。

※3 今回、補正予算案として提案するもの。

2 交付金（事業者支援分）の対象事業等（※3）

(1) 交付金の考え方

今回、補正予算案として提案する交付金の令和3年度2次配分（事業者支援分）は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響を受ける事業者に対し、市町村が地域の実情に応じて、きめ細かく支援の取組を実施できるよう、特別枠として創設されたもの。

(2) 交付対象事業

- ・事業者の支援を主たる目的とする事業で、支援の効果が当該事業者に直接的に及ぶ事業（給付金、事業者向け融資の利子補給、家賃減免補助、公共料金減免など）
- ・直接的な感染症対策を目的とする事業であって、基本的対処方針に明示的な根拠のある事業（医療提供体制や検査体制の整備、事業者による業種別ガイドラインの遵守徹底、テレワークの推進に関する事業、第三者認証制度に係る各種費用など）

3 交付金の予算計上の状況と令和3年9月補正予算への対応

- ・令和2年度配分については、「感染症拡大防止のための環境整備事業」又は「消費拡大や経済対策事業」など、早期に着手すべき事業を実施するため、全額を令和2年度及び令和3年度事業にバランス良く配分し対策を講じてきた。
- ・9月補正予算では、令和3年度2次配分（事業者支援分）78,360千円を財源に、事業者に直接的に支援効果が及ぶ事業として、中小企業者等及び農林業者等への応援給付金事業並びに中小企業者等給付金などの相談事業を提案する。
- ・国庫補助事業等の地方負担額分は、今後、追加交付がある見込みのため、令和3年度1次配分1,531千円は、今後の補正財源として留保する。

4 補正提案事業及び事業費、臨時交付金等の配分一覧

(単位：千円)

No.	事業名	事業費	財源内訳		フェーズ	地域未来構想
			臨時交付金	一般財源等		
1	農林業者等応援給付金	10,025	8,580	1,445	Ⅱ	該当なし
2	中小企業者等応援給付金	80,068	68,500	11,568	Ⅱ	該当なし
3	申請相談事業	1,500	1,280	220	Ⅱ	該当なし
合計		91,593	78,360	13,233	-	-

農林業者等応援給付金（第3弾）について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、静岡県においても緊急事態宣言が発出されるなど、農林業者等を取り巻く環境は、これまで以上に大変厳しい状況になっている。

そこで、住民生活に密着して地域の経済、食料の供給を担う大変重要な存在である農林業者等の事業継続を速やかに支援するため応援給付金を交付する。

2 事業対象

(1) 対象事業者

市内に住所を有する農林業者等

(2) 対象要件

以下の要件をすべて満たすこと

- ・新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年4月から9月までの売上高合計が、前年又は前々年の同期間の売上高合計と比べて30%以上減少していること
- ・上記で対象となった期間の前年又は前々年の同期間の売上高合計が60万円以上であること
- ・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。
- ・本交付を受けられるのは1回限り

3 実施期間

令和3年10月から令和3年12月中旬まで（予定）

4 給付金

1事業者当たり 100 千円

5 補正予算額

事業費	10,025 千円
交付金充当額	8,580 千円
一般財源	1,445 千円

中小企業者等応援給付金（第3弾）について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、静岡県においても緊急事態宣言が発出された。外出制限や休業要請により、中小企業者等を取り巻く環境は、これまで以上に大変厳しい状況になっている。

そこで、住民生活に密着し、地域の経済、雇用を支える大変重要な役割を担う中小企業者等の事業継続を速やかに支援するため応援給付金を交付する。

2 事業対象

(1) 対象者数

- ・市内に事業所を有する中小企業者・個人事業主等 800者
※中小企業者等応援給付金（第2弾）の交付実績を基に算出

(2) 条件

- ・県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の交付を受けていないこと

(3) 給付額

- ・1事業者当たり100千円

(4) 要件

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、令和3年5月から9月までのうち、1月分（いずれかの月の1日から月末まで）の売上高が前年又は前々年の同月と比べ30%以上減少していること
- ・上記で対象となった月の前年又は前々年同月の売上高が10万円以上であること
- ・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること
- ・本給付を受けられるのは1回限りであること

3 実施期間

令和3年10月1日から令和3年11月30日まで

4 補正予算額

事業費	80,068千円
交付金充当額	68,500千円
一般財源	11,568千円

申請相談事業について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、県においても2度目の緊急事態宣言が発出された。飲食店を中心に多くの事業者が厳しい経営状況にある。こうした中、休業要請等に伴う協力金の支給手続きの申請受付が9月から開始される。このほか、国は4月から月次支援金の支給を既に始めたほか、県は月次支援金に該当しない中小企業者へ独自に応援金の制度を創設した。さらに、本市においても国の月次支援金、県の独自応援金に歩調を合わせた給付金制度をスタートさせる。

一方で、国や県、市による複数の制度が存在し、対象となる事業者の申請手続きが煩雑になることが予想される。こうしたことから、申請作業が円滑に進むよう「申請相談窓口」を設置することで、市内中小企業者をバックアップしていく。

2 事業対象

応援給付金等を受給できる可能性がある中小企業者等を対象とした、給付金等の申請相談業務

(報償費、需用費、委託料、使用料及び賃借料)

3 実施期間

令和3年10月上旬から令和3年10月29日まで

4 補正予算額

事業費	1,500千円
交付金充当額	1,280千円
一般財源	220千円

株式会社川根町温泉に対するバーデ棟の休業補償について

1 事業概要

川根温泉ふれあいの泉バーデ棟の休業に伴う損失を補償する。

2 支払対象

株式会社川根町温泉

3 対象期間

令和3年9月から令和4年3月まで

4 補償金の考え方

補償金額 = 「休業による収入減額」 - 「休業による不用額」

5 補正予算額

事業費 19,600 千円

一般財源 19,600 千円

(参 考)

